

## AV 人権倫理機構活動終了のご挨拶

AV 人権倫理機構 代表理事 志田陽子

AV 人権倫理機構は、2017年10月1日より、AV事業者における人権尊重の確保を維持する仕組みを推進する、法律家によって構成される第三者機関として活動を続けてまいりましたが、本年3月31日を以って活動を終了いたします。

なお、当機構が提唱し運営してまいりました「適正AV」につきましては、これをすでに使用している出演者と事業者のことを考え、猶予期間として本年9月30日までの使用を可能とすることにしましたが、10月1日以降は存在しないこととなります。

昨年10月来、「適正AV」に加盟している事業者の中から、メーカー団体、プロダクション団体、審査団体をまとめた新しい枠組みとして「適正映像事業者連合会」（以下、連合会）を設立するという説明をいただいております。事業者の中から新しくコンプライアンス確保の自律を内容に含む自主団体が立ち上がりましたこと、当機構が、業界利益の推進を目的とはせず法律遵守と人権保護の仕組み確保だけを目的とする「第三者機関」であることに鑑み、上記連合会と連携して活動することには、団体設置の目的上無理があることから、当機構の活動を終了させるとの結論に至りました。

当機構は、当機構の発案提唱による自主規制の仕組みとして「適正AV」を推進してまいりましたが、いわゆる「AV新法」制定後、事業者の多くがこの自主規制の方式を存続させることに疑問を感じておられる一方で、国会答弁などで当機構への言及もあり、法律家による第三者機関としての社会的信頼性を重んじるべき社会的責任があるという自覚を持っております。そのため、今後、当機構がこれまでのような綿密なコントロールを及ぼすことのできない運用形態で「適正AV」の名称を存在させることはできないと判断し、上記のような結論に至りました。

なお、当機構の運営していた施策のうち、配信停止申請制度、出演者に対する二次使用料報酬額の支払い等に関する業務は、知的財産権振興協会（IPPA）の改組後の新組織である連合会に引き継がれることとなります。

皆さま方には、これまでの当機構の活動に多大なるご理解とご協力とご支援を賜り、深く感謝しております。当機構の活動によって、出演者・事業者・その他各種の関係者の方々の権利意識と、人権保護のためのコンプライアンス認識が、それ以前より格段に高まったことを、各種活動を通じて実感してまいりました。このことは、約7年の活動を続けてきた私も当機構メンバーにとって、大きな誇りとも励みともなっております。

皆さま方の引き続きのご活躍を衷心よりお祈り申し上げ、ご報告といたします。

AV 人権倫理機構 代表理事 志田陽子

2024年4月1日 記